

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 の中間見直しの方針

令和4年8月9日

中間見直しの考え方

・第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という)の中間見直しの考え方

事業計画では、点検・評価を行うことで、実績値と事業計画で設定した「量の見込み」「確保の内容」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目安として、計画の見直しを検討することになっている。

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画第6章2(抜粋)

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(令和6年度)までとします。

国の事務連絡(※)(内閣府 令和4年3月18日)で示された、見直しのための考え方は、第2期市町村事業計画の策定時において、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(作業の手引き)」等に基づき、教育・保育の量の見込みを設定していることを念頭に置いたもので、実績値と教育・保育の「量の見込み」がかい離している場合に、「量の見込み」を見直し、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討することとされている。

また、教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に合わせて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業(13事業)の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととされている。

以上のことから中間見直しの考え方は次のとおりとする。

➤ 国の事務連絡(※)にあるとおり、第5章にある教育・保育の「量の見込み」について、令和3年4月1日時点で、実績値と「量の見込み」を比較し、10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しの対象とする。

また、「量の見込み」を見直した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討する。

なお、かい離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、当該影響を十分留意した上で補正を行う。

➤ 第5章にある地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等についても、上記と同様とする。

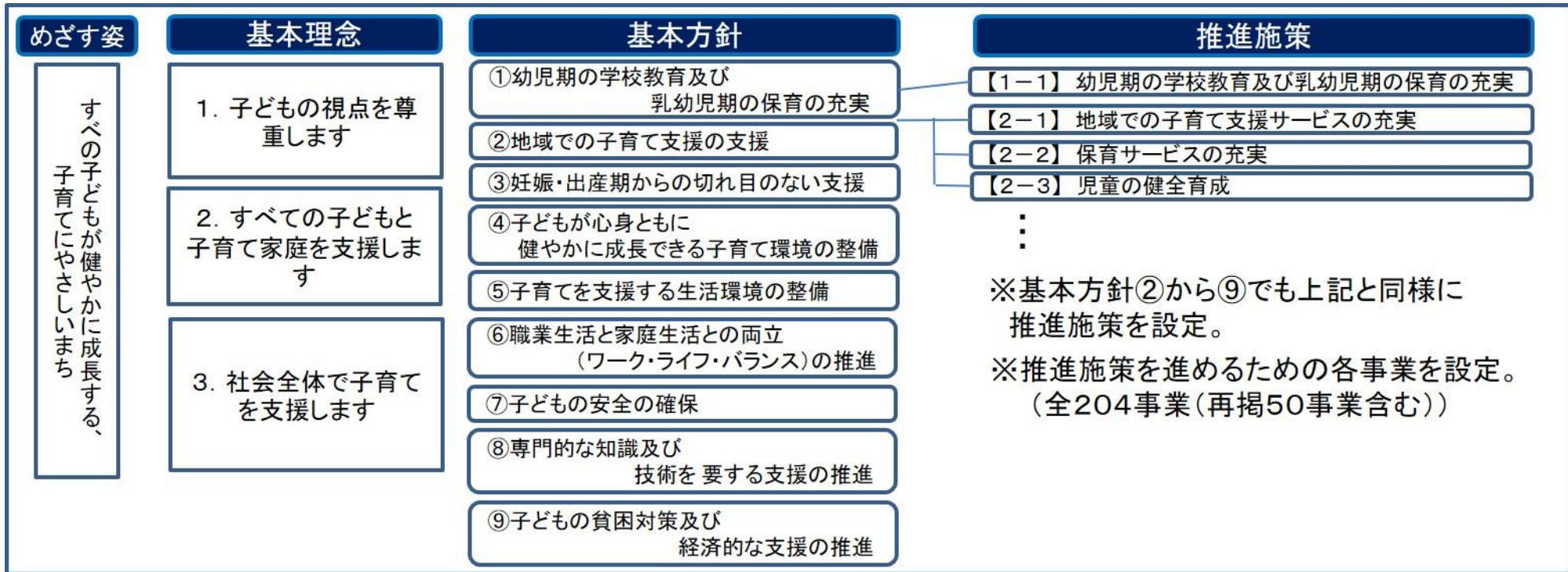
(※) 内閣府事務連絡「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方

中間見直しの考え方

・第4章について

事業計画では、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」を目指す姿に位置づけ、3つの基本理念を定めている。

また、これらの基本理念を実現するために9つの基本方針を設定し、それらを9つの柱として総合的に施策を推進することになっている。



➤ 第4章にある各事業については、計画策定時に推進施策を実現するための事業として記載したものであり、期間中に事業の変更等は想定されるが、目指す姿をはじめとした基本的な考え方は、計画策定時から一貫している。今後の計画期間でも、この基本的な考え方に基づき施策を推進していくことに変わりはないため、原則として第4章は見直しの対象とはしないように考える。